

人々の権利の実現をめざして『私的判決論』(中島光孝) 松岡 勲

中島光孝著『私的判決論 人々の権利の実現をめざして』(白澤社)を読んだ。著者は弁護士で、私は靖国合祀取消訴訟で大変お世話になった。私が合祀取消訴訟に参加する決心をしたのは、この本でも触れられている台湾靖国訴訟大阪高裁判決についての中島弁護士の講演を聞いたからだ。それ以降、靖国問題に取り組んで来た。中島弁護士が関わられた「私的判決論」は「反天皇制市民 1700」誌に連載中はなかなか読み切れなかったが、今回 1 冊にまとまったので、集中して読み切った。実に読み応えがあった。

まず私に関係の深い靖国訴訟関係の判決論から始めた。合祀取消訴訟は「靖国神社にも信教の自由がある。」という無茶苦茶な理屈で、最高裁で敗訴したが、現在も原告を中心に新たなメンバーが加わり、毎年秋に合祀取消の要求を靖国神社にぶつける行動を続けている。今年で13回目になる。続いて「戦争」にまつわる判決、水俣病関係の判決と読み進め、最後に労働判例と読み終わった。私は靖国訴訟に関わるまで、教職員の休憩時間保障を要求する裁判を弁護士なしの本人訴訟で取り組んだ経験がある。この本で触れられている「三菱重工長崎造船所(労働時間)事件の判例」にはとてもお世話になった。残念ながら私たちの裁判は最高裁で敗訴となった。また各判決の分析の間に「コラム」があり、中島弁護士の個人史と社会問題や労働問題についての関わりを詳しく振り返っておられ、興味深かった。読了後、この本の出版記念会が開かれ、参加した。集会は50名を越える参加者があり、盛会であった。以下に中島弁護士の『私的判決論』紹介を引いておく。(『反天皇制市民 1700』第58号所収)

「構成の大きなポイントは全体を三つの部に分けたことである。第一部「弁論が開かれた最高裁判決」、第二部『戦争』にまつわる判決」、第三部「労働組合をめぐる判決」である。

第一部では、「ハマキョウレックス事件、日本郵便(西日本)事件」(非正規格差の是正)、空知太神社事件(政教分離原則)、水俣訴訟(公害企業救済か、被害者救済か)の四つの判決を取り上げた。

第二部は、「大阪・花岡中国人強制連行国賠請求訴訟」(強制の加害を国はいかに償うべきか)、「台湾靖国訴訟、小泉靖国訴訟」(台湾原住民族はなぜ「靖国合祀」を拒否するか)、「『アベ的なるも』との三〇年」(「元従軍慰安婦」、「君が代」斉唱、安倍国葬)の三つの章で構成されている。

第三部では、「三菱重工長崎造船所事件」(労働と組合活動を考える)、「住友ゴム工業事件、近鉄高架下文具店長事件」(アスベストの事件、職場の労働組合活動を考える)、「関西生コン支部刑事弾圧事件」(労働基本権保障の意味を考える)を取り上げました」

「個人的な体験等は「コラム」とし、判決について書いている本文とは別枠とすることにしました。これによって、論理的に追っていくことが必ずしも容易でない本文を読む前に、コラムを読むことによってこれらの訴訟を担当した著者のバックボーンをまず把握し、そこから本文を読むということが可能となります」

「とりあげた判決はいずれも重要な判決です。ただ、それを一言で評するとどうなるか。それを「あとがき」で書きました。本文は長く、しかも法律用語が頻繁に登場し、論理的に積み重ねるものとなっているため、読みにくく、一言でどんな判決なのかがつかみにくいところがあるかもしれません。それで「あとがき」に寸評を書くことにしました。それを読んだから本文に移るのもよいかもかもしれません。一つ一つの判決について語り始めるといろいろとあり、ここでは判決の内容について多くは触れないことにしました」

「訴え提起する当事者は、それこそ清水の舞台から飛び降りる思いで訴訟に踏み切っているはずで、そこにはなにがしかの「権力と権威にあらがう」という態度が見られるはずで、

あとで考えると、そうした当事者のおかれた立場から、「訴訟は生きる力を回復するための権力や権威にあらがう実践である」とう表現がごく自然にできたものではないかと思えます」 (白澤社)

